

第 7 回 下水道施設の運営における PPP/PFI の活用に関する検討会 議事要旨

1. 日 時 : 平成 25 年 1 月 13 日 (水) 10:00~12:00

2. 場 所 : 霞が関ビル 3 階会議室

3. 出席者

座長	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授	滝沢 智
委員	東京大学大学院経済学研究科教授	大橋 弘
〃	公益社団法人日本下水道協会技術研究部長兼技術指針課長	片桐 晃
〃	東京大学大学院経済学研究科・経済学部特任講師	小枝 淳子
〃	株式会社みずほ銀行ストラクチャードファイナンス営業部長	酒井 秀晃
〃	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士	高橋 玲路
〃	日本下水道事業団近畿・中国総合事務所次長	細川 顕仁
〃	上智大学法学研究科法曹養成専攻准教授	松井 智予
オブザーバー	一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会専務理事	櫻井 克信
〃	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	田村 司郎
〃	一般社団法人日本下水道施設業協会専務理事	堀江 信之
〃	一般社団法人日本下水道施設管理業協会	與三本 毅
事務局	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課	
〃	株式会社日水コン・新日本有限責任監査法人共同提案体	

4. 概要

事務局から配布資料について説明が行われた後、質疑応答を行った。主な議事は以下のとおりである。

- ・ 引き継いだ後での重要な後発事象やリスクが発生することがあるので、企業会計とは別にデューデリジェンスで確認することが必要である。
→リスク情報についても、デューデリジェンスの中で開示して見て頂くことが必要である。
- ・ デューデリジェンスは早めの段階でやる必要がある。
→どれくらいの期間で、どれくらいの参加者かによっても変わってくる。フルパッケージでやるデューデリジェンスと参加判断の必要なものに絞ったデューデリジェンスなどのバリエーションを考える必要がある。
- ・ デューデリジェンスや資産台帳整備は重要であるが、企業会計導入済みの自治体は少なく手間がかかる。企業会計導入や台帳整備を自治体に促す施策はないか。
→公営企業会計については、総務省と一緒に自治体に導入をお願いしているところである。法非適用の場合でも、施設を改築するときには、長寿命化支援制度のなかで修繕履歴を整理して、どうやって改築したらいいか計画をたてているため一定の情報はある。なお、下水道台帳は下水道法において整備することとなっているが、一部小さな自治体については整備していないことがあるので整備するよう指導したい。
- ・ 施設が古く、情報を調べようとしても調べようがないところもあるが、こういったことのリスクはどう考えるべきか。
→リスク分担で、見えない部分まで受託者に負わせることは出来ない。資産状況を明らかに出来なかった委託側が基本的に負うことになる。個々の契約でリスク分担を定めることになる。
- ・ 財政的に余裕がない自治体では、なかなかリスクを負担してもらえない。
- ・ 下水道事業はハイリターンを求める事業ではないので、ローリスクでないと応札する企業が少ないと考える。まずは包括的民間委託をやって、施設の運転・維持管理をしながら、資産の状況等調べて明らかにし、コンセッションに移行する2段階方式が良いのでは。
- ・ 応募者が個々にデューデリジェンスをするように資料では見受けられるが、デューデリジェンスを別立てで発注する方法もあるのではないか。
- ・ 包括委託を当初導入し、その受託者にデューデリジェンスをさせるのは反対である。官側が責任をもって対応するべきで、そのことをはっきりさせる必要がある。
- ・ 2段階方式の場合、コンセッションの事業者選定でどのように競争性を担保するかが課題である。

- ・ 公の施設との関係は、下水道法は一般法と特別法の関係で整理されているということではないか。
 - 料金徴収権限について、下水道法の第二十条第一項は地方自治法を根拠とした確認規定である。PFI法は地方自治法の特別法になり上位にくるという概念であり、下水道法第二十条第一項の代わりにPFI法第二十三条を適用しているという解釈である。
- ・ 包括的民間委託のリスク分担表は、事業期間が短い場合のリスク分担なので、そのままでは使えない。不可抗力リスクは計画段階で裁量を与えられている事業者がとるべきリスクという考えもある。料金設定に幅を持たせてリスク分担してもらって、料金の範囲で対応してもらおう考えもある。
- ・ コンセッションフィーを分割払いとした上で、運営期間中の支払い分については、水量減に伴うダウンサイドや収益施設でのアップサイドを踏まえ、変動させるなどの工夫の余地がある。
- ・ 今後、人口減を迎える状態にあるので、コンセッションをやるにあたっては条例の見直しが必要である。
- ・ **P.20** リスク分担表の建設物価は運営権者のリスクになっているが、**P.19** ではインフレデフレのリスクは委託者になっている。計画変更リスクで、例えば進歩の早い曝気装置などの技術開発のリスクを含んでいるか。
 - P.19** と **P.20** は事業期間の前提条件が違うのでもう一度精査して報告したい。
- ・ コンセッションの終了時点でどういう状況で施設を渡すかで、管理の仕方が変わってくる。
 - 事業終了時に無償で渡すことにすると契約終了間際には投資せずリスクが高まった状態で事業を継続しなければならない可能性があり、残っている価値分は管理者が負担することを提案した。
- ・ 下水道事業のコンセッションと収益施設を実施する事業の場合、事業者側で収益施設の利益を赤字の下水道事業にあわせると、何らかの利益供与という扱いになってしまうのではないか。
 - 下水道事業本体の継続性に収益事業から大きな影響があるのは望ましくないと考えている。
- ・ 事業体が複数の事業をやっている場合、赤字と黒字の事業をかかえている場合に、税の問題がどのようにあるのか説明して欲しい。
- ・ **SPC** が黒字の収益事業をやっている、恒常的に赤字の下水道事業をあわせてやっていると、最初から赤字の下水道事業への利益供与という扱いになってしまうのでは。
 - 想定する事業主体の事業実施体制（**SPC** 等をどのような法人形態で何社設立するか等）によって、課税関係は異なってくるため、一概に結論が出しにくい論点であり、今回のガイドラインで様々なケースを全て分析することは難しいのではないかと。
- ・ 既存施設の改築にコンセッションをどうやって適用していくかがガイドラインの主題

で、収益施設はプラスアルファである。

- ・ P.8 運営権対価は債務償還が滞らない額以上の提案を求めることが想定されると言う表現は、そうするのが当然だととられないようにすべき。
- ・ 評価の仕方ではお金以外の環境などで評価するものがあるので、VFM 以外にも評価項目がある点に留意を。
- ・ P.14 で管路施設と同様のことが処理場にもありうると分かる表現とすべき。
- ・ 最終的にリスクの洗い出しはガイドラインで提示するのか。
 - 現段階で想定出来るものはやるが、ガイドラインをベースにして各事業毎にリスクを積み上げて、さらに足りない部分はデューデリジェンスで洗い出すというイメージである。P.20 は深めて提示したい。
- ・ 水量はコントロールできないが、全体としては、人口減や節水等により減少傾向にある。固定費は変わらない中、想定外の水量減が起こると、利益が圧縮される。アベイラビリティ・ペイメントという考え方もあるが、水量変動のリスク分担をどのように想定しているか。
 - 想定を超える大幅な変動については、契約に定めた上で、超過分を管理者が負担することを考えている。
- ・ P.25 の論点で、「想定されていない投資は特命随意契約とする方針だが、・・・」と書かれているが、考え方では「概算コストを当初契約時に競争して入っているもので、やってもらおう」となっているので、想定されていない投資は特命随意契約にしないという結論を出しているのか。前回のシートの6番にある「時期・内容・金額等が確定しない改築工事を含めることは、当初契約では困難でだが随意契約にする」と違っているという理解でよいか。
 - 「想定されていない投資」は、「正確に積算が出来ない将来の投資」という意味である。大枠は当初合意するが、時期、金額が確定できないものは、合意した大枠の中で、特命随意契約をする意味である。
- ・ P.26 で役所側に戻すことになっているが、事業期間の後は次のコンセッションをやるので、次の民間に引き継ぐことになる。
- ・ 次の業者に引き継ぐときは運営権対価が上乘せになるので、固定資産の残存簿価相当だと実態とは違うのでは。
- ・ P.9、P.13 で現金ベースの表現となっていて、P.26 償却資産で企業会計的な表現になっているので関係性を教えて欲しい。
 - P.9、P.13 は運営権対価の支払いのため、公共側で発生する既往債償還金のことがあるので、キャッシュベースの話としている。P.26 は管理者側で資産価値として受け取るとして企業会計的なこととなっている。
- ・ P.20 リスクで、運営権では料金未払いリスクが入っているが、使用料を徴収するのが民間である以上、使用料債権の回収を担保するのは民事執行になるという理解でよいか。

→運営権者が収受する使用料については強制徴収する法的根拠はない。民事上の手続きで回収することになる。または、運営権者に使用料を支払わなければならない旨を下水道条例に定めることによって、滞納した者は条例違反として抑止力を働かせることが出来るということを前回資料で提示したところ。

- ・ 施設建設は BTO として管理者へ移っているが、事業終了時に公共側にある残存簿価を払うという考え方でよいか。

→事業終了時のお金の払い方の目安として、本来的に後ろの期間で回収されるべきものとして、固定資産の残存簿価としている。

- ・ 選定プロセスの中で交渉という話があるが、特命随意契約は限定して使われるべきである。

以 上